

主 文
被告連合会が昭和三六年十一月八日原告に対してした処分はこれを取り消す。

原告その余の請求は却下する。
訴訟費用は被告の負担とする。

事 実
原告訴訟代理人は、「被告が昭和三六年十一月八日原告に対してした『第一東京弁護士会の処分はこれを取り消す。Aの業務を六ヶ月停止する。』との処分はこれを取り消す。原告を懲戒せず。」との判決を求め、その請求原因として、別紙(一)訴状、同(二)昭和三七年一月三日付第二準備書面、同(三)昭和三八年一月一日付第五準備書面、同(四)昭和三九年二月二日付第七準備書面各記載のとおり述べた。

被告訴訟代理人は、「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求め、請求原因に対する答弁として、別紙(五)答弁書(その引用する日本弁護士連合会懲戒委員会の昭和三六年一月二八日付議決書の理由記載を含む。)、同(六)昭和三七年八月一日付準備書面、同(七)昭和三八年六月一七日付準備書面、同(八)昭和三九年四月八日付第三準備書面、同(九)昭和四四年一月三十一日付第四準備書面各記載のとおり述べた。

証拠関係(省略)

理 由

一、 本件懲戒処分がその処分書において引用する被告連合会懲戒委員会の議決書に記載されているとおり、「委任状不当行使の件」(以下単に「委任状の件」という。)と「焼電話加入権譲渡承認の件」(以下単に「焼電話の件」という。)との二つをその処分事由とするものであること、および「焼電話の件」についての原告の行為時は昭和二八年中であり、「委任状の件」のそれは昭和二九年五、六月中であることは当事者間に争いがなく、右処分にいたつた手続上の経過は次のとおりである。

訴外Bは原告に関する他の事案につき昭和二八年四月二四日付をもつて第一東京弁護士会(以下単に「一弁」という。)に原告の懲戒を請求し、さらに昭和三〇年一月二四日付の決定督促状と題する書面を提出するとともにこれに「焼電話の件」等を追記したこと、一弁は同月二五日右追加事由には触れることなく当初請求の事由について原告を懲戒に付するに足りない旨の決定をBに通告した。そこで、Bは右決定に対して同年二月二一日付をもつて被告連合会に異議を申し立て、その異議事由中に再び右決定で判断されていない「焼電話の件」その他の事由を付加したものであることは、いずれも当事者間に争いがなく、原本の存在ならびに成立に争いのない甲第五号証の二によれば、一弁は「焼電話の件」を含む右追加事由については調査をしないまま被告連合会の要求によりBの懲戒請求にかかる一件記録を同年三月四日被告連合会に送付したことが認められ、被告連合会は同月二八日Bの右異議申立の件につきその懲戒委員会に付議したことは当事者間に争いがなく、原本の存在ならびに成立に争いのない甲第四号証の一によれば、その後同懲戒委員会においては、昭和三三年八月六日付をもつて、「焼電話の件」を含むBの追加請求にかかる事由については第一審としての調査がしてないからこの点についてさらに一弁において審査するのが相当であつて同弁護士会にこれを回付すべきである旨の報告書を提出したことが認められ、かくして、被告連合会は同年九月二四日右一件記録とともに右事案を一弁に回付したことにあつては当事者間に争いがなく、そして前示甲第五号証の二、原本の存在ならびに成立に争いのない甲第五号証の一および成立に争いのない乙第一号証の二によると、右回付を受けた一弁においては、同年一月七日これを同会の綱紀委員会に調査を請求し、同委員会は昭和三四年三月一〇日付をもつて、Bの右追加事由については一弁として後記のごとく訴外Cよりの請求事件において既に処理済みであつて再調査すべき特別の理由はないから懲戒委員会の審査を請求すべきでない旨の報告書を提出し、これに基づく一弁の同旨の決定に対しBはさらに被告連合会に異議の申立に及んだことが認められる。

他方、前示甲第五号証の二、乙第一号証の二、原本の存在ならびに成立に争いのない甲第七号証、成立に争いのない乙第二号証によれば、Cはこれより先昭和三一年一月二五日付をもつて一弁に対し「委任状の件」、「焼電話の件」その他の事由による原告の懲戒を請求し、一弁においては昭和三二年四月三〇日、「委任状の件」をその懲戒委員会の審査に付し、その他の件についてはその審査に付さない旨

の決定をしたこと、その結果、一弁は昭和三三年一月二〇日の懲戒委員会の議決に基づき「委任状の件」を事由として原告を六ヶ月の業務停止とする懲戒処分をしたこと、これらの決定、処分に対し原告およびCからそれぞれ被告連合会に対し異議の申立がなされたことが認められる。

かくして、被告連合会は右B、原告およびCよりの異議の申立をそれぞれその懲戒委員会の審査に付し、同委員会はこれを一括して昭和三六年一月二八日議決し、その議決において「委任状の件」および「焼電話の件」を認定したうえ、一弁が「委任状の件」だけで六ヶ月の業務停止としたのはやや重きに失するからこれを取り消し、右認定の二件を理由として同様六ヶ月の業務停止を相当とする旨の議決をし、被告連合会はこの議決に基づいて本件懲戒処分をするにいたつたことは当事者間に争いがなく、右議決書たる前示乙第一号証の二によると、被告連合会は「焼電話の件」についての弁護士法（以下単に「法」という。）第六十四条所定の除斥期間の適用につき、Cの懲戒請求はその請求当時原告の行為時から既に三年の期間を経過しているからCの異議の申立は採用することはできないが、Bの懲戒請求は昭和三〇年一月二四日であつて除斥期間内の請求であるからこれに基づく懲戒を免れることはできないとして右「焼電話の件」を懲戒事由に加えたものであることが認められる。

二、原告は、右「焼電話の件」について、法第六十四条に規定する三年の除斥期間の経過後懲戒の手続を開始した違法があると主張するので、まずこの点について考える。

〈要旨第一〉右法条にいう「懲戒の手続を開始する」ということの意義については、当裁判所も本件当事者双方が一致して〈要旨第一〉主張しているところと同じく、当該事件が当該弁護士会に置かれた懲戒委員会に対してその議決の前提としての審査に付されたことがこれにあたり、したがつて、たとい懲戒の事由があつたとしきから三年の経過前に懲戒請求人が懲戒の請求があつたとしても、また当該弁護士会が右期間内に事件をその綱紀委員会の調査に付したとしても、そのことにかかわりなく弁護士会は懲戒事由発生のときから三年を経過した後においては当該事件を懲戒委員会の審査に付することは許されないものと解する（この見解は、成立に争いのない甲第三八号証の一、二によれば、昭和三五年一月五日被告連合会の統一的見解として被告連合会から全国の弁護士会に通知されていることが認められる。）。このことは被告連合会がみずから懲戒処分をする手続についても同様にあてはまるわけであつて、被告連合会が法第六〇条によりみずから懲戒処分をするに懲戒事由があつたときから三年を経過する以前に被告連合会の懲戒委員会の審査に付されていることを要し、また法第六一条により被告連合会に異議の申立があつた場合に法第六〇条に基づきみずから懲戒処分をするときも右期間内に懲戒を適当とするとして当該事件が右懲戒委員会の審査に付されていることを要するものといふべきである。ところが本件懲戒処分においては、前記のとおり、除斥期間内に懲戒請求人からの懲戒請求がなされていれば足りるとの見解がとうれその前提のもとでの判断が示されているが、この見解は右の解釈と異なるものであつて到底賛同し難いところである。

ところで、本件「焼電話の件」に関する除斥期間の経過の有無について問題となるのは、被告連合会が昭和三〇年三月二八日その懲戒委員会にBの前記異議申立の件を付議した際、右「焼電話の件」につき懲戒を適当とするとして審査の請求がなされたものと認めうるかどうかの点である。

〈要旨第二〉まず、Bの異議申立の件が同懲戒委員会に付議されるまでの経過をみると、前記認定事実と前示甲第四号証の二、第五号証の一、二、原本の存在ならびに成立に争いのない同第四号証の二、第六号証の一によれば、当初Bの懲戒請求は本件「焼電話の件」以外の案件に関するものであつて、これに対し一弁の綱紀委員会は昭和二九年一月二〇日付をもつて一弁会長に懲戒に付するに足りない旨の報告をし、これに基づき一弁においてはその旨の決定をして昭和三〇年一月二五日Bに通告したこと、これと入れ違いにBより同月二四日付翌二五日受付の決定督促状が提出されてその書面で初めて「焼電話の件」等が取り上げられ、さらにBは右一弁の決定に対し異議の申立をすると記載して被告連合会に異議の申立をし、その異議事由の中で再び「焼電話の件」等を付記したこと、これを受理した被告連合会はその懲戒委員会にBよりの一弁のした決定に対する異議申立の件として付議したことをそれぞれ認めることができる。してみると、一弁の決定は「焼電話の件」等以外の当初の案件についてのみなされたものであつて「焼電話の件」は右決定の対象とはなつていないことは明らかであるから、その決定に対する異議の

に加えてなした本件懲戒処分はこの点において既に違法であることは明らかであるといわなければならない。

ところで、本件懲戒処分においては、一弁が「委任状の件」だけで原告を六ヶ月の業務停止としたことは重きに失するとして進んで一弁の決定を取り消したうえ、「焼電話の件」をも加えて同じく六ヶ月の業務停止の処分をしているのであつて、当裁判所もこれと同様に「委任状の件」のみによる右の程度の懲戒は重きに失し、これのみにより本件処分を維持することは被告連合会として裁量を逸脱した違法をきたさしめるものと解せざるをえないから、「委任状の件」の懲戒事由につき判断をなすまでもなく、本件懲戒処分はこれを取り消し、改めて被告連合会をして審査判断せしめるべきものである。よつて、これが取消しを求める原告の請求は理由があるから、これを認容すべきである。

三、次に、原告を懲戒せずとの請求については、裁判所をして行政庁たる被告連合会に代わつて不作為の行政処分をし、または裁判所に対し積極的に被告連合会に不作為の行政処分を命ずることを求めているものと解するのほかはなく、かかる請求は裁判作用の範囲を越える不適法なものといわざるをえないから、却下すべきである。

四、よつて、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九二条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 青木義人 裁判官 高津環 裁判官 弓削孟)

別紙 (一)

<記載内容は末尾 1 添付>

別紙 (二) (省略)

別紙 (三)

<記載内容は末尾 2 添付>

別紙 (四) (省略)

別紙 (五)

<記載内容は末尾 3 添付>

別紙 (六) (省略)

別紙 (七) (省略)

別紙 (八)

<記載内容は末尾 4 添付>

別紙 (九)

<記載内容は末尾 5 添付>